

青梅市内部統制取組方針

青梅市は、第7次総合長期計画を策定し、まちの将来像「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす 青梅」の実現に向けて様々な施策に取り組んでいます。

この実現において「信頼される市政運営」は、その土台となるものであり、信頼に足る行政サービスを市民に提供するためには、内部統制が機能している組織であることが大切であると考えます。

そこで、青梅市は、これらを踏まえ、内部統制機能の充実および運用に関する方針を次のように定め、その取組を推進します。

1 内部統制の目的と取組

事務の管理および執行が法令等に適合し、かつ、適正に行われることを目的とし、次のとおり取り組みます。

(1) 事務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが根拠法令等を理解し、遵守して事務を執行するとともに、組織としてチェックできる体制づくりに取り組みます。

(2) 事務の効率的かつ効果的な遂行

事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるという地方自治法の趣旨を踏まえ、事務事業の見直しと手順の見える化により、効率的かつ効果的に事務を遂行します。

(3) 財務に関する適正な事務の遂行

予算編成、契約、収入、支出等の財務に関するプロセスにおいて、リスクを的確に把握し、事務を遂行します。

(4) 資産の保全

有形の資産のほか、市民に関する情報など無形の資産についても、その取得、使用および処分を適正な手続にもとづいて行うことにより、資産の保全を図ります。

2 対象事務

次に掲げる事務を対象とします。

(1) 財務に関する事務

(2) 情報セキュリティ、文書管理および個人情報保護に関する事務

(3) その他市長が定める事務

3 体制整備および運用

内部統制の体制整備および運用に当たっては、既存の事務適正化に関する取組を活用しながら、青梅市内部統制推進本部を設置し、全庁的に取り組んでいきます。

4 取組状況の公表

内部統制の取組について、適宜その状況を公表します。

令和7年4月1日

青梅市長 大勢待 利 明